

群馬県特別高圧電力価格高騰対策支援金交付要綱

(通則)

第1条 群馬県特別高圧電力価格高騰対策支援金（以下、「支援金」という。）の交付については、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この支援金は、国際情勢を背景としたエネルギー価格の高騰が続いていることを鑑み、群馬県内に事業所を有する事業者に対して予算の範囲内で支援金を交付することにより、特別高圧電力を受電する県内事業者を支援することを目的とする。

(事務局)

第3条 知事は、支援金を適正かつ円滑に交付するため、「群馬県特別高圧電力価格高騰対策支援金事務局」（以下、「事務局」という）を設置し、事務局は、支援金に係る問合せへの応対、支援金の申請の受付並びに審査及び交付の通知を行う。

(対象者)

第4条 この支援金は、小売電気事業者等と特別高圧電力需給契約を締結しており、かつ群馬県内に事業所を有する事業者を対象とする。この要綱における「事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に定める中小企業者及び同法第2条第5項に定める小規模企業者に該当する者
- (2) 前号に該当しない者で、かつ令和6年1月～3月の営業利益率が前年同期比で低下した者

2 本事業で支援する事業者は、「群馬県暴力団排除条例（平成23年4月1日施行）及び「群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する合意書及び要綱（平成23年3月28日施行）」の運用に基づき、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員により、その事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員により、その事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(交付対象期間及び交付額)

第5条 支援金の交付対象期間及び交付額は、別表1に定める。

(交付申請及び実績報告)

第6条 支援金の交付を受けようとする対象事業者（以下、「申請者」という。）は、群馬県特別高圧電力価格高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下、「申請書」という。）に別途定める附属書類を添え、期日までに知事に提出するものとする。

- 2 申請者は、前項の申請を複数回行う事例において、重複する資料がある場合、事務局が別に定める規定に基づき、資料の一部又は全部の提出を省略することができる。
- 3 前2項の定めによらず、知事が必要と認めるときは、事務局は申請者に追加資料の提出を求めることができる。

(受付及び審査)

第7条 事務局は、第6条に定める申請があったときは、申請内容を確認のうえ、受付及び審査を行い、その結果を知事に報告する。

(交付決定及び確定通知)

第8条 知事は、前条に定める事務局からの報告に基づき交付の可否を決定のうえ、交付額を確定するとともに、事務局を通じてその決定内容を様式第2号により申請者に通知する。

(支援金の交付)

第9条 知事は、前条に定める交付を決定したときは、当該申請者に対して速やかに支援金を支払うものとする。

(検査等)

第10条 知事又は事務局は、適正な事務の執行のため必要があると認めるときは、申請者に対して、申請内容の詳細な説明又は追加資料の提出を求めるとともに、関係書類の確認又は現地調査等（以下、「検査等」という。）を行うことができる。

(取消)

第11条 知事は、申請内容に虚偽又はその他不正行為があると認めるときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(不正利得の返納)

第12条 知事は、次の各号に掲げる場合、支援金の交付を取り消し、併せて交付額の全部又は一部について返還を求めることができる。なお、その場合にはその旨を当該認定者に書面により通知するものとする。

- (1) 不正、虚偽、その他不適当な申請を行った場合
- (2) その他、県が適当でないと認めた場合

(資料等の整備及び保管)

第13条 申請者は、支援金の申請に係る資料及び帳票類を常に整備しておかなければならない。

2 申請者は、支援金の交付を受けたときは、交付決定日の属する会計年度の翌会計年度から5年間、前項の資料及び帳票類を全て保管しておかなければならない。

(その他)

第14条

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附 則 (令和5年8月1日未ダ第26-7号一部改正)

この要綱は、令和6年1月26日から施行する。ただし、本要綱の施行前に支援金の交付の決定が行われた事業については、改正前の規則を適用する。

別表1 (第5条関係)

交付対象期間及び交付額一覧

	第4条第1号該当	第4条第2号該当
①交付対象期間	令和5年10月～令和6年5月	
②交付額 (単価)	1.8 円/kWh (令和6年5月分のみ 0.9 円/kWh)	0.9 円/kWh (令和6年5月分のみ 0.5 円/kWh)
	①の期間の特別高圧電力使用量に②の単価を乗じた額 ※千円未満切り捨て ※1者あたりの上限額は1億円とする	